

[事案 24-205] 転換契約無効請求

・平成 25 年 9 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換にあたり、募集人に説明義務違反があったとして、転換後契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 12 月に、定期保険特約付終身保険を利率変動型積立保険に転換したが、転換時、募集人に以下のとおり説明義務違反があったので、転換後契約を取り消してほしい。

- (1) 転換前契約の主契約であった終身保険が転換によりなくなってしまったが、同終身保険は、保険料の払込みが終了しても保障が継続される保険であることの説明を受けなかった。
- (2) 本契約の予定利率が転換前契約の予定利率よりも下がってしまった。
- (3) 契約転換時に、もう少し保険料を安くできたはずなのに、安いものは勧められなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人からの積極的な既契約の見直し申出にもとづいて、複数回訪問を重ね、1 訪問あたり 1 時間程度の説明を行い、複数プランの提示等、慎重に申立人のニーズを確認しながら手続きを行った。
- (2) 募集時に用いた設計書には、転換前契約が終身保険であり、保険料払込満了後も終身保障されること等が明確に記載されている。
- (3) 本申立は、契約当時の価値判断ではなく、現時点における申立人の価値判断にもとづいた主張であり、契約後の事情を踏まえるべきものであるとすれば、保険契約のような長期間にわたって契約関係が継続する契約においては契約関係の安定性を到底図れない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、消費者契約法 4 条 2 項にもとづく説明義務違反を理由とした転換後契約の取消し、また、錯誤による無効(民法 95 条)であると判断する。

2. 説明義務違反について

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味するが、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。しかし、消費者契約法 4 条 2 項により契約を取り消すことができる場合とは、その契約者（消費者）にと

って有利な具体的事実を告げることにより不利益な具体的事実が存在しないと消費者が通常考えるような場合に限られ、しかも、不利益事実の不告知が故意になされたことを必要とする。

- (2) 転換前契約の主契約（終身保険）は、「終身」とされているとおり、払込期間が満了しても、死亡保障が継続することは一見して明白で、契約転換にあたり、設計書によって、転換前契約の主契約が終身保険であることを文書で明示した上で、転換後契約と比較して説明したと認められる本件においては、説明義務違反の問題は生じない。
- (3) 両契約の予定利率は、設計書に明示されていることから、予定利率の説明はなされていると判断せざるを得ない。また、予定利率について、特に有利となる事実の告知を行ったことにより、予定利率の変更が不利益となる事実を誤解させたという事実も認められないため、取消事由とはならない。
- (4) 申立人は、募集人の提示した設計書の保険料の金額について、特に難色を示し、保険料が安くなるようなプランの提示を求めた事実は認められないことから、かかる希望を契約者が述べていない場合まで、保険料が安くなるような設計をするまでの配慮を行い、これを説明すべき義務はない。

3. 錯誤無効について

- (1) 契約者が、契約の要素（一般人においても、契約の締結を決定するにおいて重要な事実）に錯誤がある場合には、その契約の無効を主張することができるが、錯誤した事実が契約の動機である場合には、契約の締結にあたって動機を表示していなければ無効とはならない（通説・判例）。
- (2) 申立人の主張(1)は、終身保険の払込期間終了後は保障が失われるという、申立人の誤解にもとづくものであり、かかる誤解は契約の動機にすぎず、かかる誤解をした事実を表示していたとは認められないことから、契約の無効を主張することはできない。
- (3) 予定利率は、保険料を決定するための要素だが、定期保険特約の保険料については、予定利率とともに契約時の年齢等他の要素も影響があり、予定利率のみで保険料が決められるものではないことから、契約の要素とはならない。また、終身保険は、予定利率の変更は保険料に影響を与えるが、そもそも本契約には終身保険が付保されていないことから、比較してどちらが有利かという判断がなされるべきものではなく、錯誤とはならない。
- (4) 申立人の主張(3)も動機の錯誤であり、かかる動機が契約時に表示されたと認めるに足りる証拠がないので、無効の主張は認められない。